



6次産業を核とした「木頭ゆず」で産地を活性化 ～徳島県那賀町 木頭ゆずクラスター協議会～



鮮やかな純黄色・豊かな香り
徳島県那賀町
木頭ゆず

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」 チャレンジ賞受賞

内閣官房及び農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することとしています。

第3回選定において、全国30地区の農山漁村活性化の優良事例の中から、木頭ゆずクラスター協議会（徳島県那賀町）が特別賞（チャレンジ賞）を受賞しました。

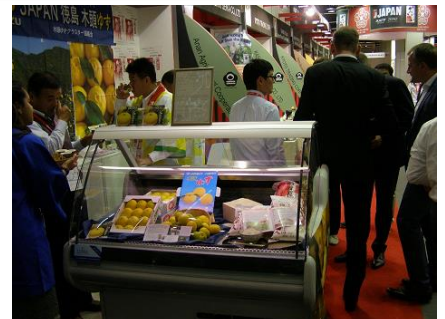
徳島県那賀郡那賀町は県の南部に位置し、地域の北西部は四国山地、南部は海部山脈等の標高1000m以上の山々に囲まれ、95%が森林面積の自然豊かな町です。また、県内で最も降水量が多い地域であり、昼夜の寒暖差が非常に大きい等、気候に特徴がある地域です。

その那賀町において基幹的な作物である「木頭ゆず」は、生産面積160ha、栽培農家800戸において生産され、この地域の地形・気候を活かした高品質なゆずは、香り豊かで酸味が強いとの高い評価を受け、全国トップクラスのシェアを誇っています。

しかし、近年、担い手の高齢化や減少、農産物の価格低迷、ゆず果汁の需要低迷が見られるようになりました。そこで、平成21年から、6次産業化企業・JA・生産者団体・行政等により組織を設立し、地域一体となって「木頭ゆず」の需要拡大に取り組み、平成26年には、ブランド力強化を通じた産地活性化を目的に10団体で構成する木頭ゆずクラスター協議会を設立しました。



FOODEX等国内展示会



ドイツ「ANUGA」での出店

協議会では、6次産業化・農商工連携や輸出を取組の柱とし、6次産業化については、FOODEX等全国商談会への出店や有名百貨店での「木頭ゆずフェア」などを実施し、産地の訴求力及び販売力の向上に繋がっています。また、農商工連携では、大手流通企業イオンとの連携による缶酎ハイやボン酢等プライベート商品の全国販売やPRイベントに取り組み「木頭ゆず」の知名度アップと全国展開への強力な後押しとなりました。輸出については、EUでのゆず人気の高まりを背景にフランスの外食産業をターゲットとして青果ゆずの輸出に取り組み、ドイツで行われた国際食品見本市「ANUGA2015」にも出店しました。現地のバイヤーから「香りや味」を絶賛され、平成27年実績は前年実績240kgを大きく上回る1,500kgの青果輸出を達成しました。

協議会事務局長の那賀町農業振興課長 吉岡敏之氏は、「人口減少や高齢化に伴う担い手の確保等課題は山積していますが、本協議会の活動を通して、6次産業化企業との連携強化を行い、全国展開を更に促進。また、輸出の増加や農商工連携の拡大によりブランド力の強化を図ることで国内へのPRになり、生産者の所得が向上することでU・Iターン等の新たな担い手確保や雇用の創出、次世代への経営継承を円滑に進め、山間部における「もうかる農業」の成功モデルとして育成していきたい。」と今後の抱負を語られました。

木頭ゆずクラスター協議会主要メンバー



有限会社 柚冬庵



株式会社 黄金の村



株式会社 きとうむら



JAアグリあなん海川加工場

青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

＜青色申告承認申請書の様式＞

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - -) (TEL - -)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)		
フリガナ	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成 年 月 日生	
氏名	〒 - - - - -	屋号	
職業			

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)
名称 _____ 所在地 _____
名称 _____ 所在地 _____
- 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得
- いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) _____年____月____日 (2) ○無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____年____月____日
- 相続による事業承継の有無
(1) ○有 相続開始年月日 _____年____月____日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無
- その他参考事項
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 (_____)
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他
(3) その他 _____

関係税理士	整理番号	関係所門	A	B	C
(TEL - - -)	01	業 品			
	整理番号	関係所門	A	B	C
	通信日付印の年月日	確認印			
	年 月 日				

青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後**3年間**(法人は**9年間**)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



【お問い合わせ先】 農林水産省中国四国農政局徳島県拠点
〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町2-32
地方参事官ホットライン 088-622-6131

平成28年12月19日版

編集:中国四国農政局 徳島県拠点

〒770-0943 徳島市中昭和町2丁目32

TEL (088)622-6131(内線214) FAX(088)626-2091 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから) <http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>